

大学での薬物乱用防止に関する危機管理・危険管理

～保健管理の立場から～

(千葉大学総合安全衛生管理機構 機構長)

長尾 啓一

一. はじめに

特集・薬物乱用防止

平成二〇年八月二二日、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）により第三次薬物乱用防止五カ年戦略が決定された。そして奇しくもそれ以降、大学生が大麻取締法違反で逮捕される報道が相次ぎ、大学を含め社会全般で広く薬物乱用に関する点検が求められている。日本では麻薬及び向精神薬取締法を筆頭とする国内四法に薬物取締に関する国際法を加えたいわゆる薬物五法によって厳しく薬物乱用が規制されている。そして、これらの違法薬物が使用され、または合法薬物であっても法に抵触する使用がなされれば

刑事罰が待っている。この度の大麻報道を契機に、各大学ではさまざまな薬物乱用防止対策が講じられ、われわれ大学保健管理施設の多くもその対策に関与してきた。

大学で保健管理に携わっている職の者としては、学生・職員に薬物乱用による心身の健康被害を説くのはもちろんであるが、大学生が薬物に触れる心理的・社会的背景を把握し諸対策に資する責務がある。しかし、後者については報道でしか状況を知ることができず、大学生に特化した薬物問題の背景は未だ闇の中である。これについては専門家による分析が待たれる。

危機管理と危険管理という語がある。危機管理とは

Crisis Managementと表され、重大事件が勃発した際の短時間での対処を指す。一方、危険管理とはRisk Managementであり、事件が起こらないよう日頃対処しておくことである。薬物乱用問題に関してもこの二つの管理が重要であり、万が一問題が発生してしまった時にはいかに迅速に対応するかという手順を準備しておき、また、日頃は薬物問題が発生しないよう諸々の手はずを打っておかねばならない。

この稿では、今回の大麻問題報道により諸大学はどのように反応したのか、そして大学はこれを契機にいかなる薬物乱用防止策を講じ得るのかについて記載してみたい。

二．薬物乱用の動向

麻薬を始めとする有害薬物が社会に顕著に害悪をもたらした始めたのは、ほぼ一〇〇年前からであり、一般社会まで巻き込んできたのは一九六〇年代のベトナム戦争以降の米国であった¹⁾。以降、世界中に広まり、中でも精神をコントロールする薬物はストレスの多い現代にあまりにもマッチしてしまった。そして、もう一つの問題はその害が低年齢層にも拡がったことである。

していた。

さて、日本での大学生についてはどうであろうか。二〇〇二年に某国立大学で日本人学生に対して実施された「性と性行動に関する調査」(無記名調査)の中に薬物乱用と違法薬物に関する質問項目がある²⁾。その報告では、回答者七八五名(回答率六七%、男/女=五二一/二六四)中、男子学生の四〇%、女子学生の三〇%が、大麻や覚せい剤(アンフェタミン)を使用している友人や知人がいると回答し、男子学生の六%、女子学生の二%はそのような違法薬物等を自分が薬しみて使用することは悪いと思わないと回答している。そして、違法薬物等の使用経験率は男性で七%、女性で四%であったという。薬物等の内訳は大麻四・一%、鎮静剤一・五%、シンナー〇・八%、LSD〇・八%、MDMA〇・五%、コカイン〇・四%という頻度であった。

少ないデータではあるが、日本の高校生、大学生での調査結果をどのように受け取るべきであろうか。確かに米国内に比較すれば使用経験の頻度は一桁少ない。しかし、少ないとはいえ確実に使用者はおり、違法薬物への意識の甘さは将来への大きな危険をはらんでいると言えよう。そして、性行動の活発な若者は、この薬物をセックスに絡めて使用

米国立薬物乱用研究所 (National Institute on Drug

Abuse: NIDA) は、毎年青少年の薬物乱用に関するモニタリングを実施しており、二〇〇八年における一二年生(日本での高校三年生)での何らかの違法薬物生来使用経験率は四七・四%、一年以内使用経験率三六・六%、一ヶ月以内使用経験率二一・三%であったと公表している(<http://www.drugabuse.gov/>)。最も頻度が高い薬物は大麻(マリファナ/ハッシン)で、その使用経験率は各々四二・六%、三二・四%、一九・四%であった。また、吸入剤(シンナー等)、幻覚剤、精神安定剤の使用経験率は大麻類の五分の一度、methylendioxy-methamphetamine (MDMA)、コカインは同七分の一度であった。そして、二〇〇五年から年次的に使用経験率を比較すると殆どの薬物で確実に低下しているとも報告されている。

日本では国レベルでの青少年に対する薬物乱用調査はなされていないが、新聞により沖縄県教育委員会での調査結果が報道された。四万人を超える沖縄県立高校生を対象とした調査では、四・五%が薬物使用を誘われた経験があり、二・三%が薬物を使用する生徒のうわさを聞いたことがあるとのことであった。そして、六%が「一回くらいなら使ってもかまわない」「個人の自由」といった肯定的な回答を

することが少なからずあるので、薬物乱用はエイズを含む性感染症のまん延にも関係してくる。やはりこの機会に真摯に対策をとる必要がある。

三．危機管理

いかに防止対策を講じていても万全ということはあり得ず、確率的には大学での薬物乱用事件は起こりうる。かような事件が万が一にも起こってしまった場合には、その後の対応が大きく問われる。事件の正しい情報を短時間で収集・分析し、その結果に応じた適切な措置が必要である。

そして、可能な範囲で事実を公表し、次の事件の防止に資することが肝要である。その範ともなる事例が関西のK大学での大麻事件である。同大学では不幸にも二人の学生が大麻取締法違反で逮捕された。しかし、その後の大学当局の対応は機敏で前向きであった。そして最終的には誰もが納得する事件の終息を迎えた。この適切な対応についてはK大学薬物事件再発防止対策本部による「二〇〇八年に判明した薬物事件に関する報告書(総括)」として同大学のホームページに公表されている(<http://www.kansai-u.ac.jp/index.html>)。この報告書からは多くのことを学

ぶことができる。事件発覚直後の大学の対応として重要なことは、学内外への正確な情報発信、遺憾表明と謝罪、パニック予防、事件再発予防対策本部の設置、相談窓口の速やかな開設である。そして、事件発生の要因を諸角度から検討し、対応可能なことは速やかに改善する。その後は中長期的な啓発活動を企画実践していくことになる。

さて見方を変え、大麻取締法違反で大学生の逮捕が相次ぎ、それらの多くがマスコミ報道されたという事実は、大きくとらえれば日本の大学にとっての危機である。二〇〇八年二月、国立大学の保健管理施設で組織している国立大学法人保健管理施設協議会では、相次ぐ大麻事件報道を機に、緊急にアンケート調査を実施した (<http://kyougi.hsc.chiba-u.jp/>)。

質問は①から⑤までの五つの簡単なものであり、他に自由意見を問うた。八四国立大学保健管理施設にメーリングリストで調査を依頼し、一〇日後までに六三校(七五%)から回答を得た。各質問に対する回答集計結果は以下の通りであった。

① 今回の事件を機に大麻問題を何らかの大学内委員会で議論しましたか。

結果：議論した△三九・七%▽、議論していない△四六・

〇%▽、わからない△一四・三%▽

② 大麻に関する問題について学生部等から保健管理施設として相談を受けましたか。

結果：相談を受けた△三六・五%▽、相談を受けなかった△六三・五%▽

③ 大学として何か対応する予定がありますか。

結果：予定がある△四九・二%▽、予定はない△二八・六%▽、検討中△二二・二%▽

④ 保健管理施設として何か対応する予定がありますか。

結果：予定がある△三四・九%▽、予定はない△四七・六%▽、検討中△一七・五%▽

⑤ これまで保健管理施設としての活動(ガイダンス、授業FD等)で大麻を含む薬物乱用に関する講義をしてきましたか。

結果：してきた△四九・二%▽、してなかった△五〇・八%▽

大麻事件報道により大学内の委員会で薬物乱用防止に関する議論がなされたのは四割に過ぎなかった。学生の保健管理を担当しているわれわれにとっても薬物乱用防止は重要な責務の一つと考えている。しかし、このような事件を契機に学生生活を所掌している部署から保健管理センター等

に相談があったのがやはり四割弱であったということは残念である。法的問題・モラルとしての問題のみならず、大学として学生の健康を守るという意識を強く持つべきではないか。大学として何らかの対応を取るとの回答は五割、検討中が二割あり、対応内容はポスター掲示、研修会・講習会開催の企画、注意メール配信などであった。保健管理施設として独自に対応するとの回答と検討中の回答を併せると五割を超え、対応内容はポスター掲示、施設のホームページへの記事、講演会企画等であった。振り返って、これまで保健管理施設としての授業やガイダンスで薬物乱用に関する注意喚起をしてきたかという質問については、五割弱の大学でしてこなかったと回答された。薬物乱用防止に関する啓発活動は生涯健康教育の一環としてもきわめて重要なことであるので改善する必要がある。自由記述の中には、「薬物リスクの地域性」、「警察との連携」、「学生管理強化」に関する意見が複数あり、論調はProとConにわかれた。

四・危険管理

冒頭に記載した第三次薬物乱用防止五カ年戦略の目標一

に「青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上」が謳われている。その中の(一)は「学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実強化」であり、学童期から薬物乱用の有害性・危険性を教育し始め、中高生には薬物乱用防止教室を開催するよう指導されている。そして、大学等の学生に対する薬物乱用防止のためには、入学時のガイダンスを活用して注意喚起をするようにとの記述がある。さらにその指導に資するため文部科学省スポーツ・青少年局にて薬物乱用防止啓発資料が作成されようとしている。

上記戦略にあるように、薬物乱用に関する危険管理はいかに薬物に関する教育を施すかである。緊急的な講演会・研修会では、警察関係者、法律関係者、薬物専門家などが講師として招聘されているが、平時にあっては年一回はこのような人的資源を活用していくことが好ましい。警察は薬物銃器対策課や生活安全課に依頼することになるが、千葉大学では職員に対しては前者に、学生に対しては後者をお願いし、適切な講演をいただくことができた。また、厚生労働省地方厚生局には必ず麻薬取締部があり、同部署の現職・OBの方に講演をいただくことも可能である。同局は北海道、東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、

四国、九州の八地域にある。その他、財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターによる講演活動も行われている。

一方、保健管理センターのような学生・職員のヘルスを担当する部署ではどのような内容で薬物乱用防止教育をすべきであろうか。彼ら彼女らは少なくとも大学入学前までに複数回、薬物乱用防止に関する授業、講演を経験しているはずである。そして、当時に比較すれば多くの経験と社会常識を得ているはずである。それを考慮した上で以下のことについては最小限伝えたい。

①該当する薬物類とその分類

ア) 中枢興奮性薬物…覚せい剤、コカイン等

イ) 中枢抑制薬物…催眠鎮静剤、大麻、シンナー、抗不安剤、鎮静麻薬(モルヒネ等)

ウ) 幻覚剤…LSD、MDMA等

そして、これらについては隠語が横行していること。例としては、覚せい剤ハスピード、エス、アイス、クリスタル、やせ薬V、MDMAハエクスタシー、バツ、タマV、コカインハコーク、クラック、スノーV、LSDハペーパー、アシッド、シュガーV、シンナーハアンパンV、大麻ハグラス、チョコVなどがあげられること。

②薬物の依存性、耐性および有害性

や学生相談室があること。
以上の①から④につき、まずは新入生のガイダンス等で大学保健管理施設の教職員が伝えるべきである。そして、健康科学などの授業があればそこでも大いに取り上げることが望まれる。

学童期および中等学校からの薬物乱用防止教育を含め、このような教育は長期的にはどのような結果をもたらしているであろうか。米国で二〇〇三年に「喫煙と薬物使用予防教育、二五プログラムの長期効果」と題したレビュー³⁾が報告されている。それらのプログラムはいずれも学校または地域での介入の有無による比較試験で、研究対象者の年齢は九歳から二二歳までであった。介入の方法は、学校での授業、出張講義、コンピュータによる教育、ビデオによる教育など様々であった。結果は、喫煙については二五プログラム中一四プログラムが少なくとも二年以上経た時点で有効であったとのことであり、アルコールと大麻に関しては九プログラム中六プログラムが少なくとも二年以上の時点で効果を示していたと報告されている。また、プログラム終了後に追加(ブースト)教育を実施すると効果が持続するとの記載もある。

このように薬物乱用防止の教育は少なくとも一定期間は

逮捕された大学生の多くはいわゆる軽い乗りで薬物に手をだしたこと。これらの薬物には強い依存性があるので一度手を染めると止められなくなる。繰り返すにより耐性が生じ、使用量が必然的に増えること。薬物を使用し始めた時点で既に疾病と解釈され、国際疾病分類第一〇版(ICD10)にても第五章「精神及び行動の障害(F00-F99) F10-F19精神作用物質使用による精神及び行動の障害」に分類され、〇〇依存症、〇〇中毒と呼称されること。そしてこの状態が継続すれば不可逆的な心身の異常を来す可能性が高いこと。

③様々な法で規制されている理由

本人の健康被害の他、精神コントロール障害のため他に害を与える可能性があること。アウトロー社会に結びつく危険が大きいこと。

④大学という特殊環境

大学は学問・研究の場であり、この面では自治が守られて然るべきであるが、いかにキャンパス内といえども違法行為は厳しく罰せられること。大学生活では諸々のことでメンタルヘルスに支障を来すことがあるが、決して自己判断でこれらの薬物に手をつけないこと。このような状況に対応するため、大学には保健管理センター

有効であるので根気よく続けることが肝要である。すなわち、学童期、中学・高校の時期に引き続き、大学でも薬物乱用防止教育を継続的に実施することが薬物乱用防止の危険管理としてきわめて有用なことである。

また、薬物乱用防止ポスターの掲示やリーフレットの配布について、陳腐で姑息な方法だとの意見を聞くことがあるが、決してそのようなことはなく、ありとあらゆる手段により情報を提供することが大事である。危険管理にはやり過ぎ・無駄ということはないのである。

五. おわりに

高校を卒業すると行動範囲がめざましく拡がり、さらには海外へも安易に訪れるようになる。また、留学生三〇万人計画が推進されれば異文化で育ってきた友人との付き合いも益々増える。大学生活ではさまざまな理由で薬物との接点が多くなることは必至である。社会全体で薬物乱用防止の機運が高まっている今こそ、われわれは、若者が薬物に関する正しい知識を持ちそれを防止するスキルを身につけるよう支援したいと考えている。

【参考文献】

- (1) 中原雄二：薬物乱用の科学—乱用防止の知識— 研成社 東京一九九九
- (2) Yamamoto K : Cross-sectional study on attitudes toward sex and sexual behavior among Japanese college students. *J physiol Anthropol* 2006 ; 25 : 221-227.
- (3) Skara S and Susman S : A review of 25 long-term adolescent tobacco and other drug use prevention program evaluations. *Preventive Medicine* 2003 ; 37 : 451-474.